

令和2年度 九州大学法科大学院 入学試験問題  
公法系法学専門試験  
【憲法】

いわゆる「規制目的二分論」について、関連する主要判決例に触れながら、論点を整理して説明しなさい。

(配点50点)

令和2年度九州大学法科大学院入学試験問題

公法系法学専門試験

【行政法】

以下の7項目から5項目を選び、それぞれ10行程度で説明しなさい。できるだけ具体例を挙げ、代表的な判例があるときは判例にも言及すること。（配点50点）

- 1 違法性の承継
- 2 行政指導の限界
- 3 非申請型義務付け訴訟における補充性要件
- 4 専門技術的裁量
- 5 職権探知主義
- 6 パブリック・コメント
- 7 職務行為基準説

令和2年度九州大学法科大学院入学試験問題  
民事法学系法学専門試験  
【民法】

【問題1】(25点)

Aは、その所有する3階建ての建物甲をBに賃貸した（以下、本件賃貸借契約とする）。Bは、さらに、Aの承諾を得て、甲の1階部分をCに転貸した（以下、本件転貸借契約とする）。

その後、Bによる賃料の滞納が続いた。そこで、Aは賃料債務の不履行を理由に本件賃貸借契約を解除し（以下、本件解除とする）、Bに対して甲の明渡しを求める訴えを提起した。裁判所は本件解除を有効と認めて、Aの明渡し請求を認容した（この判決も確定した）。もっとも、Bによる甲の明渡しはいぜんとしてなされていない。

他方、Aは、本件解除にあたって、Cに対して、甲の1階部分の明渡しを求める旨の通知をした（以下、本件通知とする。なお、本件通知には、本件解除に至る経緯の説明もあった）。しかし、Cはこれに応じず、現在も甲の1階部分の使用を継続している。

問1

Aは、Cに対して、甲の1階部分の明渡しを求める訴えを提起した。これが認められるかについて、検討しなさい。

問2

Cは、本件通知後、本件転貸借契約に基づく転借料をBに支払っていない。Bが、Cに対して、本件通知以後の転貸料の支払いを求めることができるかについて、検討しなさい。

【問題2】(25点)

Pは、Qから土地乙を購入する契約を締結した（以下、本件売買契約とする）。本件売買契約の時点では、乙は地方公共団体Rの所有であったが、3か月後には払い下げによってQが取得することになっていた。本件売買契約はこのことを前提に締結されたものであり、売買代金の支払いと登記の移転は、本件売買契約の締結から半年後に行うものとされていた。さらに、Pは、本件売買契約に際して、手付として、売買代金（1000万円）の10%にあたる額の金銭（100万円）をQに交付した（以下、本件手付とする）。

しかし、Qが乙の払い下げを受けた直後に、Sが、Qに対して、乙を1500万円で購入するとの申し出をした。Qは、ただちにこの申し出に応じることとし、本件売買契約については解除をしたいと考えている。

この場合において、Qは本件売買契約を解除することができるかについて、検討しなさい。

令和2年度九州大学法科大学院入学試験問題  
民事系法学専門試験  
【商法・会社法】

下記の設例を読み、後記の設問に解答しなさい（配点50点）。

【設例】

Eは、F国のロースクールの学生で、現在、日本に留学中である。Eは、最近、日本の商法・会社法の法律雑誌を見ていたところ、日本では、ときどき、①株式会社の計算をめぐる問題や、②株式会社における取締役の義務や行為規制をめぐる問題が、話題になっていることに気が付き、これらの問題に興味を覚えた。

Eは、①の問題については、いわゆる会計帳簿の閲覧・謄写請求権について、その法規制の内容や、その法規制に関連する裁判例の状況について、興味を持っている。

また、②の問題については、いわゆる競業及び利益相反取引の制限について、その法規制の内容や、その法規制に関連する裁判例の状況について、興味を持っている。

しかし、Eは、自分自身では、法制度をはじめ裁判例も含めた日本法の状況がよく分からなかったため、これらの問題について詳しい弁護士であるあなたのところに、詳しい説明を求めて、相談に訪れた。

＜設問1＞

あなたは、Eに対して、①の問題について、どのように回答するか、その内容について、論じなさい（配点 25点）。

＜設問2＞

あなたは、Eに対して、②の問題について、どのように回答するか、その内容について、論じなさい（配点 25点）。

令和2年度九州大学法科大学院入学試験問題

民事法系法学専門試験

【民事訴訟法】

【問題】以下の〔設例〕を読んで、〔設問〕に解答しなさい。

(配点：問1 (1) 15点、(2) 15点、問2 20点)

〔設例〕

Yは、土地上に自身が所有する家屋を建築し居住する目的で、Xが所有する甲土地につき、賃料を月20万円の契約で借り受けた。Yはその後、当初の予定のとおり、甲土地上に乙家屋を建てて居住していた。甲土地の賃貸借契約は、平成25年2月末までを賃貸借期間とするものであったところ、Xが賃貸借契約の更新を拒絶したため、契約更新はされなかった。

これにより、XはYに対し、甲土地の明渡しを求めたが、Yがこれに応じなかつたので、平成26年2月、Xは、土地賃貸借契約終了にもとづき、Yを相手に、乙家屋收去甲土地明渡しを求めて訴訟を提起した。

〔設問〕

問1

- (1) [設例]の家屋收去土地明渡請求訴訟の口頭弁論期日において、Yが乙家屋について建物買取請求権（借地借家法13条1項）を行使し、これが認められた場合、判決主文はどのように記載されるか。また、その判決が確定した場合には、どのような事項に既判力が及ぶことになるかを解答しなさい。
- (2) [設例]の家屋收去土地明渡請求訴訟の口頭弁論期日において、Yは乙家屋について建物買取請求権（借地借家法13条1項）を行使しないまま、Xの請求を認容する判決が確定したとする。この後に、Yが建物買取請求権をあらためて行使することは許されるかを解答しなさい。

問2

[設例]の訴訟において、Xは土地明渡請求に加えて、土地が明渡しに至るまでの賃料相当損害金も請求していたとする。

この訴訟において、裁判所がXの請求を認容する場合、その判決主文はどのように記載されるか。また、その判決が確定した場合には、どのような事項に既判力が及ぶことになるかを解答しなさい。

令和2年度九州大学法科大学院入学試験問題

刑事法系法学専門試験

【刑法】

- 以下の事例について、甲、乙及び丙の罪責はどのようになるか。

債務者甲は、A銀行のATMを操作して、債権者乙が有するA銀行の口座に現金50万円を振り込んで、返済期日の到来した借金を返済しようとした。しかし、甲は、十分に確認することなくATMを操作したため、乙ではなく、無関係の第三者である丙の口座に50万円を振り込んでしまった。

一方、期日までに貸金が返還されなかつたことに業を煮やした乙は、甲の自宅に押しかけた。そのとき、甲は留守であったが、乙はこのまま帰る訳にはいかないと考え、甲宅の管理人Bに「自分は甲の兄だ」と偽って、鍵を開けてもらい甲宅に侵入、机の上に置かれていた生活費3万円をポケットに入れ、そのまま帰宅した。

他方、A銀行のATMで通帳記入した際、預金額が異常に大きいことに驚いた丙は、これは誤振り込みによるものだと思い至ったが、それならそれで今のうちに出金して使ってしまおうと思い直し、誤振り込みの旨をA銀行に告知することなく、ATMで元々の預金10万円と併せて、60万円全額を引き出した。

(配点50点)

令和2年度九州大学法科大学院入学試験問題

刑事法系法学専門試験

【刑事訴訟法】(配点50点)

次の最高裁平成30年3月19日判決(刑集72巻1号1頁)の判旨を読み、以下の各設問に答えよ。(解答は答案用紙に設問番号を記載して行うこと。)

「記録により明らかな本件第1審の審理経過は次のとおりである。

(1) 檢察官は、平成26年12月22日、保護責任者遺棄致死罪として本件を起訴し、第1審裁判所は、本件を公判前整理手続に付した。

(2) 檢察官は、平成27年6月29日、前記第2の1記載の訴因(※参照)に変更する旨の訴因変更請求書を提出し、第1審裁判所は、同年7月3日の第2回公判前整理手続期日において、その訴因変更を許可する決定をし、検察官は、同期日において、「本件について、重過失致死として処罰を求める予定はない。」と釈明した。

(3) 檢察官は、平成27年11月10日の第7回公判前整理手続期日において、「本件について、従前重過失致死として処罰を求める予定はない」としていたが、「公判審理の進行を踏まえ、場合によっては予備的訴因として過失致死、重過失致死の追加を検討する可能性があり、その旨は弁護人にも既に伝えている。なお、裁判所に対して必要があれば勧告するよう求めるものではない。」と釈明し、第1審裁判所は、同月11日の第8回公判前整理手続期日において、公判前整理手続を終結させた。

(4) 裁判員の参加する合議体により、平成27年11月16日、第1回公判期日が開かれて審理が行われ、同月20日の第4回公判期日において証拠調べが終了した後、第1審裁判所の裁判長は、検察官に対し、「念のため確認しますが、特に訴因について何か手当をする予定はないということでおろしいんですか。」と尋ね、検察官は、「今のところございません。」と答えた。

(5) 平成27年11月24日の第5回公判期日において論告、弁論、最終陳述が行われ、裁判員の参加する合議体により評議が行われた上で、同月30日、第1審裁判所は、無罪の判決を言い渡した。

「以上のような訴訟経緯、本件事案の性質・内容等の記録上明らかな諸般の事情に照らしてみると、第1審裁判所としては、検察官に対して、上記のような求釈明によって事実上訴因変更を促したことによりその訴訟法上の義務を尽くしたものというべきであり、更に進んで、検察官に対し、訴因変更を命じ又はこれを積極的に促すなどの措置に出るまでの義務を有するものではないと解するのが相当である。」

### ※変更後の訴因

「被告人は、A（平成 22 年 8 月 11 日生、以下「被害者」という）の実母であり、平成 25 年 4 月 15 日に B と婚姻して、大阪府茨木市 a 町 b 番 c 号の自宅において、両名と居住し、同月 24 日に被害者と養子縁組をした B と共に親権者として被害者を監護していたものであるが、B と共に謀の上、平成 26 年 4 月頃、前記自宅又はその周辺において、幼年者であり、かつ、先天性ミオパチーにより発育が遅れていた被害者に十分な栄養を与えるとともに、適切な医療措置を受けさせるなどして生存に必要な保護をする責任があったにもかかわらず、その頃までに栄養不良状態に陥っていた同人に対して、同年 6 月中旬頃までの間、十分な栄養を与えることも、適切な医療措置を受けさせるなどのこともせず、もってその生存に必要な保護をせず、よって、同月 15 日、前記自宅において、被害者を低栄養に基づく衰弱により死亡させた。」

**設問 1** 下線部アにつき、公判前整理手続に付されるのはどのような事件か、また公判前整理手続においては何が行われるかを説明しなさい。（配点 20 点）

**設問 2** 下線部イにつき、裁判員の参加する合議体による評決のルールと、通常の合議体による評決のルールの異なる点を説明しなさい。（配点 10 点）

**設問 3** 本件控訴審において、検察官は、裁判所に対し、第 2 回公判前整理手続において変更された訴因につき無罪判決を言い渡した第 1 審裁判所には、検察官に対し、重過失致死罪に訴因を変更するよう促し又はこれを命じる義務があったとして、これを行わず無罪判決を言い渡した第 1 審の訴訟手続に法令違反があると主張していた。

これに対し、本判決は、下線部ウにおいて、本件の訴訟経緯等に照らしてみると、上記（4）に記載の求釈明によって事実上訴因変更を促したことにより、裁判所の訴因変更を命じ又はこれを積極的に促す義務を尽くしたものというべきであると判示し、検察官の上記主張を退けた。当該判断はどのような理論的根拠によるものと考えられるか、関係条文を示した上で、「当事者主義」、「審判対象」という二つの言葉を用いて説明しなさい。（配点 20 点）